

## 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

### 1 目的

認定こども園等への移行にかかる事務負担を軽減するための費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 内容

#### (1) 内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条及び第 17 条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 27 条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等（以下、「認定こども園の認可等」という。）、私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する際に都道府県又は市区町村に行う申請作業等について、事務職員等を雇用する場合に係る費用等を補助する。

#### (2) 実施主体

都道府県

#### (3) 事業者

学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。）

### 3 交付基準額・負担割合

#### (1) 交付基準額

事務職員等雇上費等      1 施設当たり      1, 600 千円

#### (2) 負担割合

国 1 / 2    事業者 1 / 2

### 4 対象経費

認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

### 5 留意事項

- ・ 交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。ただし、原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ・ 本事業の対象となる業務と他の業務をあわせておこなう者を雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにすること。
- ・ 当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務

に係る部分が明確にわかるようにすること。

- ・すでに、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は対象とならない。